

議案第44号

愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について

愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、精神障害者医療費支給制度の見直しに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 愛西市精神障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者の医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条中「1年以上」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。以下同じ。）の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、かつ、障害者総合支援法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けている者
- (3) 病院又は診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている者（前2号に該当する者並びに法第29条及び第29条の2の規定に該当する者を除く。）
- (4) 障害者総合支援法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けている者（第1号及び第2号に該当する者を除く。）

第4条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「他の条例の規定によ

り、医療費の支給」を「愛西市子ども医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）に規定する未就学児並びに愛西市障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第105号）及び愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）により医療に関する給付」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）

第5条第1項本文中「精神障害の治療」を「疾病又は負傷」に改め、「関する給付」の次に「（次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該受給資格者に対する当該各号に定める医療に関する給付に限る。）」を加え、「の2分の1を医療費」を「を精神障害者医療費（以下「医療費」という。）」に改め、同項ただし書中「治療」を「疾病又は負傷」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第1号に該当する者 全ての通院医療及び入院医療
- (2) 第3条第2号に該当する者 病院又は診療所へ入院して行われる精神障害の医療及び精神通院医療
- (3) 第3条第3号に該当する者 病院又は診療所へ入院して行われる精神障害の医療
- (4) 第3条第4号に該当する者 精神通院医療

第5条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額」を「診療報酬」に改める。

第11条を第13条とし、第6条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の2条を加える。

(受給者証)

第6条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、医療費の支給を受ける資格を証する精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、前条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（支給の方法）

第7条 市長は、受給者証の交付を受けた受給資格者が医療機関等で医療を受けた場合には、医療費として当該医療を受けた受給資格者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定により支払があったときは、受給資格者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

（愛西市子ども医療費支給条例の一部改正）

第2条 愛西市子ども医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 前期就学児及び後期就学児のうち愛西市精神障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第106号）による受給者であるものの保護者

第4条第2項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額」を「診療報酬」に改め、「当該」を削る。

（愛西市障害者医療費支給条例の一部改正）

第3条 愛西市障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を削る。

第5条第2項中「健康保険の療養に要する費用の額」を「診療報酬」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(改正後の愛西市精神障害者医療費支給条例に関する経過措置等)

第2条 第1条の規定による改正後の愛西市精神障害者医療費支給条例（以下この条において「新条例」という。）第6条第1項に規定する申請、手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においてもすることができる。

2 新条例の規定は、施行日以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に第3条の規定による改正前の愛西市障害者医療費支給条例第6条第1項の規定により障害者医療費受給者証の交付を受けている者は、新条例第3条に規定する受給資格者として新条例第6条第1項に規定する精神障害者医療費受給者証の交付を受けた者とみなす。この場合において、新条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「前項の規定により受給者証」とあるのは、「愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例（令和3年愛西市条例第 号）第3条の規定による改正前の愛西市障害者医療費支給条例第6条第1項に規定する障害者医療費受給者証」と、「受給者証を」とあるのは、「障害者医療費受給者証を」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第3条第1号及び第2号並びに第5条第1項第2号の規定の適用については、新条例第3条第1号中「受けており、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。以下同じ。）の交付を受けている者」を「受けている者」と、同条第2号中「受けており、かつ、障害者総

合支援法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けている者」を「受けている者」と、新条例第5条第1項第2号中「病院又は診療所へ入院して行われる精神障害の医療及び精神通院医療」とあるのは、「全ての通院医療及び入院医療」とする。

(改正後の愛西市子ども医療費支給条例及び改正後の愛西市障害者医療費支給条例に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の愛西市子ども医療費支給条例及び第3条の規定による改正後の愛西市障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。